

## 2023年度の授業について

### 1. 2023年度の授業について

一部の授業を除き、原則すべての授業を対面で実施します。

なお、5月3日（水・祝）までは遠隔で実施される授業もあります。manaba上で教員の指示に従ってください。

### 2. 対面授業の配慮申請について

新型コロナウイルス感染症が重症化する恐れのある基礎疾患を有しているなど、特別な理由がある学生（本人のみ）には、5月3日（水・祝）までは授業の配慮が認められます。

#### <配慮内容>

授業の同時配信ではなく、資料・課題提示を原則とします。授業によっては、同時配信が行われる場合もあります。ただし、性質上いずれの対応も行わない授業もあります（シラバスをご確認ください）。その授業を履修する場合は、対面参加が原則となります。

5月8日（月）以降は、すべての授業に対面で参加する必要があります。引き続き対面で参加しない場合は、欠席となりますのでご注意ください。

#### <申請方法>

右をクリックすると申請書が表示されます。[対面授業配慮申請書](#)

申請書、および必要書類の提出締め切りは、4月6日（木）消印有効です。締め切り日以降に基礎疾患を新たに発症した場合を除き、締め切り後の申請は認められません。

### 3. 個別事情による授業配慮相談について

私用・怪我・体調不良等で授業配慮（遠隔、課題）を直接教員に依頼することはできません。

対面で出席できない場合は欠席となります。なお、診断書等がある場合は、欠席連絡票（旧欠席届、配慮願）の対象となります。

### 4. 今後について

新型コロナウイルス感染症に対する国や政府の方針が大きく変わらない限り、今後は授業実施方法に関する通知は行いません。

以 上